

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇告 示

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

旧慣使用林野整備計画の認可(林務課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり光徳土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条  
第十七項の規定により告示する。

平成十一年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 林原繁康 西伯郡名和町大字豊成一〇一九

林原富三郎 西伯郡名和町大字豊成六五八

上村和義 西伯郡名和町大字豊成一六〇一一

石谷弘義 西伯郡名和町大字東坪九一〇

二ノ宮守政 西伯郡名和町大字小竹六八一一一

二宮順雄 西伯郡名和町大字豊成九二三

濱崎弘道 西伯郡名和町大字東坪二二二

中村公 西伯郡名和町大字小竹三九八

吉田春男 西伯郡名和町大字西坪一五四

中西正夫 西伯郡名和町大字東坪八三五

徳永幹 西伯郡名和町大字倉谷五九七一

山下達雄 西伯郡名和町大字西坪一六五

西山安治 西伯郡名和町大字西坪一三七

吉村充寛 西伯郡名和町大字小竹三七七

船越愛二郎 西伯郡名和町大字東坪一〇七九

平成九年七月十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 石谷弘義 西伯郡名和町大字東坪九一〇

二ノ宮守政 西伯郡名和町大字小竹六八一一一

中村公 西伯郡名和町大字小竹三九八

吉田春男 西伯郡名和町大字西坪一五四

山下達雄 西伯郡名和町大字西坪一六五

林原彦一 西伯郡名和町大字豊成一一五〇

近藤弘 西伯郡名和町大字豊成九〇三

野口亨壽 西伯郡名和町大字豊成五九三一

〃 野 口 博 史 西伯郡名和町大字豊成五二四一  
 〃 林 原 忠 徳 西伯郡名和町大字倉谷五一〇一  
 〃 日 野 永 保 西伯郡名和町大字東坪八五〇  
 〃 大 西 邦 夫 西伯郡名和町大字東坪二七二  
 監 事 西 山 安 治 西伯郡名和町大字西坪一三七  
 〃 近 藤 司 西伯郡名和町大字豊成一〇四七  
 〃 川 口 壽 男 西伯郡名和町大字東坪二八七  
 平成九年七月十四日就任 任期四年

鳥取県告示第二十二号

佐治村長から申請のあった尾際地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、平成十一年一月十一日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

平成十一年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
 東伯郡三朝町大字三徳字大瀬丸頭一一五五の一・一二五六の二（以上二筆について

次の図に示す部分に限る。）、一一五六の四

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第二十四号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成十一年一月十四日	六一三	米子市旗ヶ崎二丁目一五一一	学校法人米子自動車学校	米子市旗ヶ崎二丁目一五一一